

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

通常の学級に在籍する読み書きに困難さがみられるA児（小学校3年生）が、通級による指導を活用しながら学習を行っている事例である。A児は、1年生のときに学級担任から、読み書きの苦手さについての指摘を受け、保護者と学級担任が共にC市立総合教育センターで教育相談を受けた。そこで、A児の短期記憶の苦手さや視覚的な情報の取り入れの苦手さを指摘された。また、C市立総合教育センターが実施する巡回相談で、A児の特性に応じた支援の必要性が指摘され、通級による指導の開始となった。

通常の学級では、学級担任がA児の読み書きの苦手さに対して、個別の支援を行うとともに、週1時間、特別支援教育支援員も支援を行っている。また、通級による指導で、視知覚や空間認知に関わる課題やボディイメージを高める活動、音と意味と文字を結びつける課題などを週1時間行っている。

1 対象児童の障害種

学習障害(LD)

2 障害の程度

非該当

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

小学校・通級による指導

4 学年

小3

5 対象児童の実態

A児は、B小学校3年生で通常の学級に在籍している。A児は、特殊音節の読み書きが苦手で、書字では、誤字、脱字が多く、読みでも不正確さが目立つ。漢字も覚えることが苦手で、書いた字に形の誤りがあることが多い。

1年生の1学期末から、勉強の遅れが目立ちはじめたことから、C市立総合教育センターにおいて、A児の学習のつまづきについて知るために学級で読み書きスクリーニング検査が行われた。その結果、学習に関する何らかの困難さ(学習障害)の可能性があると指摘された。さらに、C市立総合教育センターの教育相談を受け、発達検査を行ったところ、全体的な知的発達はあるが言語理解と知覚推理、言語理解とワーキングメモリーに大きな有意差があることがわかった。言葉の理解、推理力は年齢相応の力を発揮しているが、図形の見極めや空間認知、音韻処理に苦手さがあることから、苦手からの困難に着目した支援が必要であると指摘された。

友達との関係は良好で、休み時間には一緒に会話をしたり、剣玉で遊んだり、校庭に出て、鬼ごっこをしたりしている。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

A児への支援の開始については、A児の学習の遅れに気づいた保護者が学級担任に相談し、専門機関での相談に結びついた。

専門機関の相談では、A児の特性に応じた支援の必要性が指摘され、その後の学級担任と保護者の話し合いの中で、保護者から、A児に対する合理的配慮に関する申出があった。その申出を受け、担任、通級による指導担当教員や支援員との話し合いにより作成された支援案を保護者に提案し合意形成を図ることができた。その後、校内委員会、C市の教育支援委員会で検討し、通級による指導を開始することとなった。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

C市は、学校園・医療・福祉等の関係機関によるネットワークづくりをすすめ、長期的かつ教育的な視点からの一貫した支援体制の整備を図っている。

C市では、教育委員会事務局が窓口となり、巡回相談を行っている。巡回相談では、特別支援学校の地域支援部門の教育相談員、C市立総合教育センターの巡回相談員、通級による指導担当教員が幼児児童生徒への専門的な助言を行っている。巡回相談においてより専門的な助言ができるよう、月1回、巡回相談調整会議を開催し、巡回相談担当者同士の情報交換、ケース検討を行っている。幼稚園、小学校、中学校、高等学校は巡回相談を活用し、指導の内容及び支援方法等の充実を図っている。

基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

C市では、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進している。

A児の在籍するB小学校では、個別の教育支援計画のほか、通常の学級に在籍する支援の必要な児童について、個別の指導計画・支援カードの作成を進めている。個別の指導計画・支援カードを作成する児童は、①入学時に個別の教育支援計画が作成されている児童、②就学時に就学相談を受けた児童、③支援員の支援を受けている児童、④支援内容の引継ぎが必要な児童、となっている。

A児については、昨年度、支援員による支援を開始するに当たって、個別の指導計画を作成し、学期ごとに見直している。また、個別の教育支援計画についても、2年生終了時に保護者の同意を得て、作成を開始した。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-2 学習内容の変更・調整

A児の読み書きの苦手さ、文章の内容理解の苦手さについては、保護者と担任が共にC市立総合教育センターで相談をし、A児の特性について共通で認識した。通常の学級の中での配慮について懇談等で担任が保護者に伝え、保護者との合意のもと、次のような配慮を行っている。

- ① 座席については、常に、学級担任が声を掛けやすい場所にする。
- ② 教科書を読む際には、読めない漢字にふりがなをふる。
- ③ 授業中、読んでいる場所が分からなくなるときは、学級担任や支援員が、読んでいるところを指し示す。
- ④ 連絡帳を使って、学級担任が毎日1行の交換日記をする。3年生のはじめは、自分の思いを文章にすることが苦手であったが、交換日記のやり取りの中で、文字の間違いを修正したり、書きたかった内容を学級担任と一緒に文章にしたりすることを繰り返すことにより、短い文であれば自分の経験したことや思いを文章にして書くことができるようになっていく。

合理①-1-2 学習内容の変更・調整

A児にとって苦手と思われる国語や算数の文章題などの課題については、学級担任が放課後に個別に指導している。そのほかにも以下の様な配慮を行った。

- ① テストのときは、学級担任が問題文を読みあげ、問題の内容について説明する。
- ② 作文では、A児が下書きをし、その後、学級担任がA児と話し、書くことがらを思い出したり、気持ちを書き入れたりして、文章にし、それをA児が清書する。
- ③ 算数の文章題では、文章を読んで式を立てることが難しいため、学級担任が文章を読み、文の内容を伝えながら、一緒に考え、式を立て、A児がそれを計算する。（この合理的配慮は、小学校2年生から続けている。）
- ④ 音楽では、楽譜を読むことが苦手なため、音符にふりがなをふる。リコーダーでは運指が分かりにくいのでイラストに書いて示す。

9 成果と課題

<成果>

A児の読み書きの困難さに対し、C市立総合教育センターの教育相談や巡回相談など市内の教育資源を利用し、専門家からの助言を得ることでA児の特性を理解し、それに応じた支援を行っている。

また、A児への合理的配慮を進めていくことで、学校全体の特別な支援を必要とする児童への支援についての意識が高まり、A児への合理的配慮として始めたことがB小学校のほかの特別な支援の必要な児童の基礎的環境整備にもつながっている。

<課題>

A児の学年が上がり、学習する内容が難しくなってきたときの対応については、更に検討する必要がある。また、A児の特性に応じた支援をするために、教員が更に研修等を重ね、特別支援教育に関する専門性を高めていく必要がある。

A児への支援を、今後、中学校、高等学校、それ以後と一貫して続けていくために、個別の教育支援計画の活用と引継ぎが重要である。また、小学校卒業後も継続してA児を支援するために、中学校へ個別の教育支援計画を効果的に引継ぐための連携のあり方を考える必要がある。